

## 島根県医師会員を対象とした「警察業務に関する実態調査」の結果について

はた じょうたろう か とう てつ お しま だ やす お  
 幡 城太郎 加 藤 哲 夫 島 田 康 夫  
 よし だ ひろし し みず まさ ひさ やま ぐち さき もり  
 吉 田 裕 清 水 雅 久 山 口 防 人  
 やま さき かず しげ はやし まさ み つつみ とし お  
 山 崎 一 成 林 正 巳 堤 俊 夫

キーワード：警察協力医部会，警察医，死体検案

### 要 旨

島根県医師会員全員1,184名を対象に「警察業務に関する実態調査」を行った。回答数256名（回答率21.63%）であり，このうちの194名の先生方がなんらかの形で警察業務への協力をなされており，具体的な内容では死体検案が47.4%と最も多かった。今後研修会で取り上げてほしいテーマとしては「異常死体の届出について」が最も多く，ついで「大規模災害時の対応」，「死亡診断書について」であった。

### はじめに

平成13年各警察署に委嘱された警察医を中心として現在の島根県医師会警察協力医部会が結成され，県医師会のバックアップのもと，以後毎年1回の総会を開催してきた。また，島根大学医学部法医学教室，鳥取大学医学部法医学教室の協力のもと，同時に研修会を開催してきた。以前より会員にとって有意義な研修内容を部会で検討し決めてきたが，一度会員に研修内容についての要望を確認したいと考えていた。また，最近の急激な社会環境の変化により，犯罪の多様化，凶悪化，地

方への分散化，それにともなって警察業務への協力の形態もかわって来ている。一昨年そのような経緯もあって広島県医師会では，全医師会員を対象に警察業務についてのアンケート調査を行ない第12回日本警察医会学術講演会で報告された。島根県警察協力医部会においても，今後の研修会のあり方を考えるためもあって，島根県医師会員全員を対象に警察業務に関する実態調査を行なった。

### 方法と手段

島根県医師会員全員1,184名を対象として，平成19年12月17日に平成19年度警察協力医部会総会・研修会開催案内にあわせてアンケートの郵送を行なった。FAXにて回答を依頼し，平成20年

Jyotarou HATA et al.

島根県医師会警察協力医部会 副部会長 幡 城太郎  
 連絡先：〒690-0847 島根県松江市片原町87

1月末日で締切り、集計、回答結果についての解析を行なった。アンケート用紙は下記のごとくである。いずれの項目も島根県警察協力医部会で、他県のを参考にして、できるだけ簡単な設問にすることを心がけた。まず、所属郡市医師会名を記載していただき、次いで医療機関区分として病院勤務であるか、診療所勤務であるかを尋ねた。参考までということで診療科についても尋ねた。設問は大きく3つであり、1つは警察業務に

協力したことがありますかという設問であり、2番目には具体的な協力内容を聞き、最後に今後研修会で取り上げてほしいテーマについて尋ねた。最後に設問以外の意見要望も聞いた。（表1）

### 回 答 結 果

島根県医師会会員全員1,184名（平成19年12月1日時点）を対象にアンケートを郵送した。回答は256通であり回答率は21.63%であった。これは平

表1 警察業務に関する実態調査 アンケート用紙

島根県医師会庶務課（警察協力医部会担当）行（FAX：0852-26-5509）

**警察業務に関する実態調査**

所属郡市医師会： \_\_\_\_\_ 医師会 医療機関区分： 病院 ・ 診療所（どちらかに○印）  
 診 療 科： \_\_\_\_\_

下記の設問に○印または必要事項をご記入ください。

設問1. 警察業務に協力した経験はありますか。  
 a.ある →設問2に  
 b.ない（その理由： a.依頼がない b.依頼はあったが断わった） →設問3に

設問2. 具体的な活動は何ですか。（いくつでも）  
 a.研修講演会の講師 b.鑑定人/証人 c.死体検案 d.被疑者の診断治療  
 e.被害者の診断治療 f.留置人の診断治療 g.交通事故  
 h.傷害事件等の診断書（証明書）  
 i.その他（ \_\_\_\_\_ ）

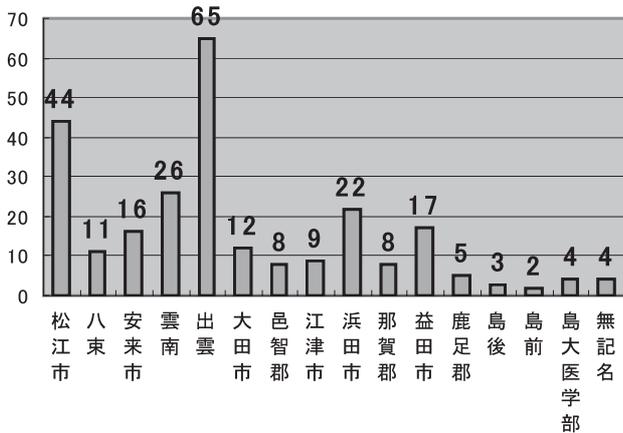
設問2-1. 協力した活動についてのご意見  
 a.報酬について  
 b.依頼時刻について  
 c.所用時間について  
 d.警察の対応について  
 e.その他（ \_\_\_\_\_ ）

設問3. 今後研修会で取り上げてほしいテーマはありますか。（いくつでも）  
 a.大規模災害時の対応 b.犯罪被害者の診断加療 c.DNA等新しい鑑定法について  
 d.異状死体の届出について e.死亡診断書について f.法医学  
 g.その他（ \_\_\_\_\_ ）

意見要望

締切：平成20年1月31日(木) ※ご協力ありがとうございました。

表2 郡市医師会別回答者数



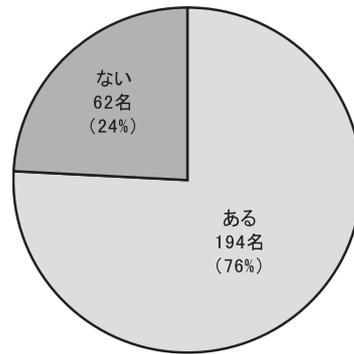
成18年度の広島県医師会での発送数6,300, 回答数242 (回答率約3%)を上回るものであった。当初1月31日を締め切りとしたが若干その後も回答があり, 集計は平成20年2月初旬となった。

郡市医師会別回答数は, 松江市44, 八束11, 安来市16, 雲南26, 出雲65, 大田市12, 邑智郡8, 江津市9, 浜田市22, 那賀郡8, 益田市17, 鹿足郡5, 島後3, 島前2, 島根大学医学部4, 無記名4であった。ほぼ全県下の医療機関からの回答が得られた。医療機関別回答率では診療所199名78%であったのに対し, 病院は57名, 22%であった。(表2)

設問1の警察業務に協力した経験はありますか?の問いに対しては194名(76%)の先生方が何らかの協力をされており, 協力した経験のない先生は62名(24%)であった。警察業務に協力した経験がない理由では, 依頼がないが51名(82%)であり, 依頼はあったが断った12名(4%)無記入9名(15%)であった(表3)。

協力したことがないと回答された先生方の標榜科は内科13, 耳鼻咽喉科8, 小児科7, 産婦人科4, 皮膚科5, 眼科2, 整形外科3, 泌尿器科2, 不明1, 病院勤務13であった。尚, この中には2~3の標榜科を記載されていた方もあり,

表3 (設問1) 警察業務に協力した経験はありますか



一定の傾向は見出せなかった。

設問2ではその具体的な協力内容についてお聞きした。もっとも多かったのは, 死体検案で164名, 次いで留置人の診断治療47名, 交通事故32名, 被疑者の診断治療26名であった。(表4)

警察活動に協力した報酬についての設問に対しては, 報酬なしとの解答が45(40%)もおられ, また, 少額と答えられた先生も13名(11%)であり, 妥当な額であるとの回答は17名(15%)の先生で, 多くの先生方が無報酬, 奉仕の姿勢で協力しておられる実態が把握された。(表5), 報酬についての意見の中にも, 休日夜間の報酬は高

表4 (設問2) 具体的な活動は何ですか

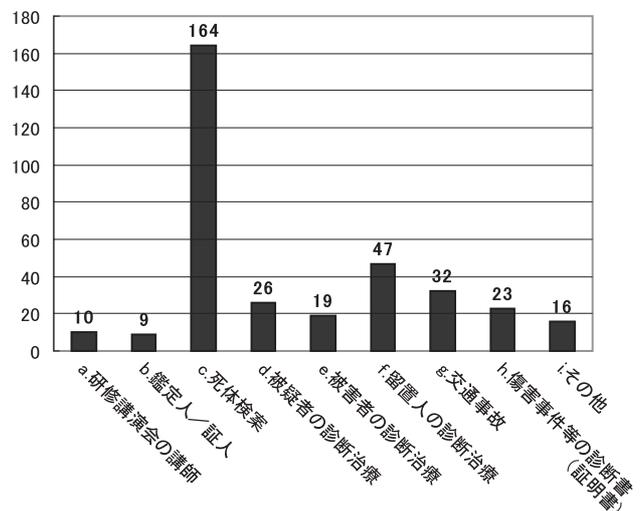


表5 警察活動に協力した報酬について

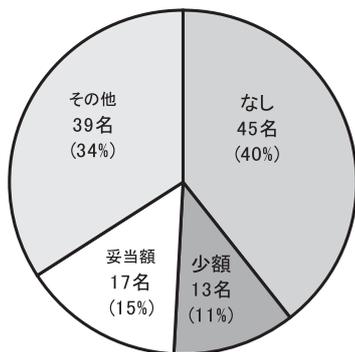


表7 所用時間について

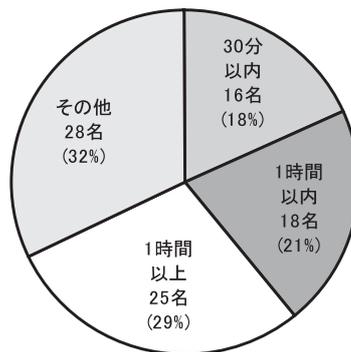


表6 依頼時刻について

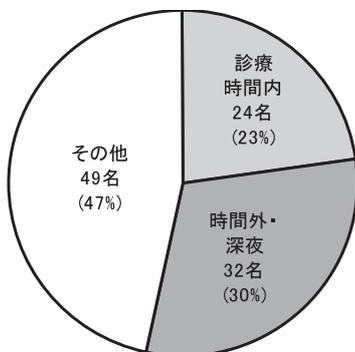
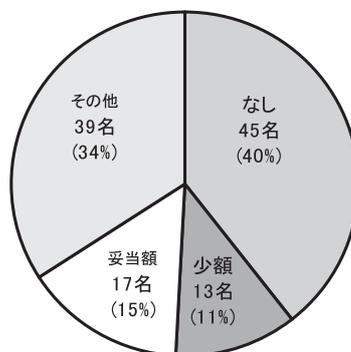


表8 警察の対応はいかがでしたか



く考慮してほしい、報酬といえる額ではないなどの意見があり、今後何らかの基準を作る必要性も考えられた。

協力依頼時刻については、大まかに診療時間内であるか、時間外であるかを回答内容から吟味し検討した。診療時間内の依頼が24名（23%）であり、時間外、深夜が32名（30%）で、それ以外の回答が49名（47%）を占めた。（表6）

依頼時刻の意見の中には、早朝・深夜・昼間いずれもあり、「外来中に死体検案を依頼されて困った。」などの意見があったが、中には状況に応じた妥当な依頼になったという意見もあった。

所要時間については、記述内容から30分以内、1時間以内、1時間以上、その他に分類し集計を行った。記載内容から推察すればその多くは死体検案の所要時間と推測される。結果は、30分以内

16名（18%）、1時間以内18名（21%）、1時間以上25名（29%）、その他28名（32%）であった。（表7）

所要時間についての意見では、長いとき4時間、短いとき1時間、長時間待機させられ困ったことあり、長い、せめて30分以内にしてほしい、最近はあまり拘束されない、必要な時間なら仕方がないと思うなどがあつた。拘束される時間は1時間以内と長時間の拘束は見られないようだ。

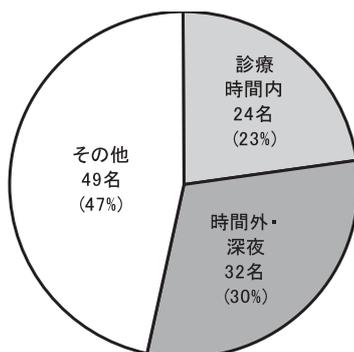
警察の対応について、の設問では対応がよいと答えられたのは61名（67%）普通が14名（15%）、その他が16名（18%）であり、対応についてはおおむね良好のようであつた。（表8）ただこの意見の中には、そのときだけ丁重にされる、千差万別、非常によい、最近は大変改善された、などの意見があつた。それ以外、警察の対応について意

見を伺ったところ、以下のような意見があった。「電話などで患者さんの照会がなされるときがある。相手が警察と確認されればお答えしているが、本来なら書面か、面会が望ましい。」「電話で症状、治療歴を訪ねられることがある。」「個人情報保護の時代に沿った対応（面会など）が望ましい。」「留置人の診察を依頼されたとき指紋を採取されて、犯人と同じ扱いかと思った。」「昔と比べ医師（開業医）の勤務時間に対する理解が進んできていて、所要時間を短くする配慮が出てきている。」「留置人に暴力を振るわれそうになったり、脅されたりすることがあり、できたらやめたい。」「院外での業務協力には限界がある。」「協力を含めて、何らかの取り決めが必要。」などの意見があった。

設問3での今後研修会で取り上げてほしいテーマについては、最も多かったのは異常死体の届出について（94名）であり、大規模災害時の対応（61名）、死亡診断書について（57名）、DNA鑑定などの新しい鑑定法について（52名）、法医学全般（46名）犯罪被害者の診断加療（23名）その他（13名）であった。（表9）

最後に警察業務全般についての意見を伺った。中には以下のような意見が見られた。「死体検案書の記載について教えていただきたい。午前中の

表9 (設問3) 今後研修会で取り上げてほしいテーマは



診療時間内は協力できない。」「警察業務の協力のあり方についての情報交換が必要。」「死亡推定時刻の参考になるような所見があれば教えていただきたい。」「検視官は医師と一緒に検案を行うようにしてほしい。」また、「最近の銃砲事件を反映して、銃砲所持などの診断で、精神病、麻薬に関する項目の記載を求められても一般医ではほとんど困難であり、やめていただきたい。」という意見もあった。「死体検案などでマスコミなどに取り上げられることが心配（最近犯罪が巧妙になっているため）」とか、「留置人の診察治療で内科疾患以外の対応に苦慮することがある。（精神疾患など）」最近の社会情勢を反映するような意見も見られた。

## 考 察

今回、島根県医師会会員全員1,184名を対象としてアンケート調査を行ったが、その回収率は256名21.63%であり、当初の予想をはるかに上回る回収率で、広島県医師会の回収率約3%をも大幅に超えていた。会員の協力に感謝するとともに、警察業務への協力に対する意識の高さが伺われた。調査票については会員が回答しやすい形のを部会で考案し配布したが、集計の段階でもう少し具体的な設問にしたほうがよかったのではないかと考えられた。特に時間帯についての設問には集計の段階で記載内容からの推定で集計を行ったため時間の推定のできない回答が32%になった。今回の調査では約75%の先生方が何らかのかたちで警察業務に協力しておられるという事実を把握できた。このことは警察医として各警察署から委嘱されている以外の多くの先生方が警察業務に協力されている実態が分かった。それらを踏まえて今後警察協力医部会として、警察業務に

ついでの情報伝達を含めた研修会の開催の必要性が示唆された。

協力された内容について、その多くは死体検案であった。また、報酬についてはほとんどの先生が無報酬もしくは微々たる報酬で検案業務に対応しておられ、献身的な態度で警察活動に貢献されている姿を垣間見ることができた。所要時間、警察の対応についても2-3問題となることもあったようだが、おおむね良好な関係が構築されているようであった。加えて今回のアンケート結果については県警本部にも提示し、さらなる対応の改善を依頼した。

研修会での取り上げてほしい内容については「異常死体の届出」、「大規模災害時の死体検案対応」、「死亡診断書の記載」であり、今後の研修内容の参考にしたいと考えている。意見要望の中には時流に応じた意見もあり、これについても何ら

かの形での対応を考えている。

## 謝 辞

本アンケート調査に協力いただいた島根県医師会員の先生方に感謝するとともに、アンケートの集計に協力いただいた島根県医師会事務局土江主事に深謝します。また、アンケート調査においてご指導、御校閲を賜った島根県警察協力医部会長加藤哲夫先生、副部会長 島田康夫先生、部会委員の先生方に謝意を表します。本論文の要旨は、平成19年度島根県警察協力医部会総会（平成20年2月24日）にて発表した。

## 参 考 文 献

井之川廣江, 警察業務に関連する医師会員の实態及び意識調査の集計結果: 日本警察医会雑誌, 2巻: 2号, 112-113, 2007